告示

埼玉県告示第七百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年十一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字上赤坂字野四九七番一二

二　保安林として指定された目的

耕地の防風

三　解除の理由

指定理由の消滅

fa28e1c3cc7c7e163f21a2237c2ae0ac